

みんなでつなげる！～みんながつながる！

令和6年度分受付開始！

みんながつながる地域づくり補助金

受付期間； 4月22日(月)から5月31日(金)まで

対象事業

自治会町内会と地域の様々な団体が連携し、地域における課題の解決と多世代交流を深める取組み

補助内容

- ◆1年目
補助対象額の9割及び10万円まで
- ◆2年目
補助対象額の9割及び5万円まで
- ◆3年目
補助対象額の9割及び3万円まで

対象団体

主に区民により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会など）

お問い合わせは・・・

中区 地域振興課 地域力推進担当
na-chiikiryouku@city.yokohama.jp
☎ 045-224-8136
FAX 045-224-8215



詳細は次ページ以降をご確認ください

1 補助対象となる活動

交付対象となるのは、中区内の地域における課題の解決を図るために、自治会町内会等とそれ以外の団体が連携し、多世代交流につながる取組で地域を活性化させる活動であって、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 連合町内会及び自治会町内会が主体となって実施する活動
- (2) 地区連合町内会及び自治会町内会、並びにそれら以外の一つ以上の主体が含まれ組織された団体が実施する活動
- (3) 主に中区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体が、地区連合町内会及び自治会町内会と連携・協働しながら実施する活動

上記の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は補助対象外とします。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした活動
- (3) 同一の内容で中区または横浜市の補助を受けている、又は受ける見込みのある活動
※ 地域運営補助金の交付を受けている団体は、同一年度中にこの補助金を受けることはできません。
- (4) 会員相互の親睦や交流のみを目的とする活動
- (5) 公序良俗に反する活動

2 補助対象となる団体

補助の対象となる団体は、次の事項を全て満たす団体です。

- (1) 主に中区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等）。
- (2) 規則、会則等の定めがあり、団体として民主的な意思決定の場がある。
- (3) 継続して活動している団体、又は新たに設立され、継続して活動する見込みがある。
- (4) 公序良俗に反する活動をしていない。
- (5) 政治上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的とするものでない。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものではない。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制の下にある団体ではない
- (8) 代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当する者がいる団体ではない

3 補助内容

(1) 補助期間

1つの活動につき、最長3年間

※補助期間は単年度です。継続する場合も毎年度申請が必要で、その都度審査による判定があります。

※補助金は、交付決定後から翌年3月31日まで使用できます。次年度に繰り越すことは

できません。

(2) 補助金額

- 1年目：上限 10 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）
- 2年目：上限 5 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）
- 3年目：上限 3 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象活動の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。その他の経費については、審査委員会の審査により対象経費に該当するか判断します。

経費項目		主な補助対象経費
1 事務費	消耗品費	活動実施に必要な事務用品、消耗品（単価10万円未満）の購入代
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、活動に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代、団体が所有する機器に係るインターネット経費・電話代
	交通費	公共交通機関の運賃
2 原材料費		活動実施に必要な原材料、地域食堂・子ども食堂等に係る食料・食材等の仕入れ又は購入に係る費用
3 報償費		講師、指導者及び協力者等への謝金
4 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
5 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
6 備品費		活動実施に必要となる備品等（単価10万円以上）の購入代
7 その他	活動の実施に直接かかる経費として区長が必要と認めたもの	工事費、家賃、光熱水費、直接人件費等

※注意点

- ・活動終了後5年間は、領収書・レシートの保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には、前払いした補助金を返還していただくこともあります。

5 申請方法

補助金を申請する団体は、次の書類を作成し、申請受付期間に提出してください。

(1) 提出書類

様式データは、担当からメールでお送りしますので、中区 地域振興課 地域力推進担当までご請求ください。

- ア 補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）

ウ 収支予算書（第3号様式） エ 資金計画表（第4号様式）

オ 団体概要書（第5号様式）

カ 団体の規約、定款その他これらに類する書類及び構成員名簿

キ その他区長が必要と認める書類

(2) 申請受付期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月31日（金）まで（必着）

受付時間：午前8時45分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(3) 提出方法

申請にあたっては、団体の要件や活動計画等を確認させていただきますので、**書類提出の前に**中区役所地域力推進担当へご相談ください。

6 審査基準

活動内容・補助対象経費については、次の項目に基づき審査します。

項目	具体的な判定内容
目的設定	活動目的は、地域の課題解決や多世代交流の促進であるか
計画性	必要な人材、施設等は確保され、円滑な活動が見込めるか
	今回申請の資金計画等は、円滑な活動が見込めるか
継続性	来年以降、資金調達など活動の継続は見込めるか
活動効果	新たな連携や多世代交流の広がりなど、活動による効果は期待できるか

7 補助金交付決定までのスケジュール等

(1) 審査委員会

令和6年6月下旬予定

(2) 交付・不交付の決定

令和6年7月上旬予定 交付団体へは「補助金交付決定通知書」不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

(3) 活動実績報告

令和6年度の活動実績について、報告書類を提出していただきます。（提出時期：令和7年4月上旬まで）

8 補助対象事業の公表

(1) 交付対象となった活動の概要及び団体名は、ホームページ等により公表します。

(2) 提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

9 ご相談・ご提出は

中区役所 地域振興課 地域力推進担当（区役所本館6階64番窓口）

住所：〒231-0021 横浜市中区日本大通35番地

☎ 045-224-8136 FAX 045-224-8215

eメールアドレス：na-chiikiriyoku@city.yokohama.jp